

〇 福島県 商工労働部からのお知らせ

中小企業等復旧・復興支援事業

「東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故」により被害を受けた県内中小企業者等の皆様に、事業再開に必要な経費の一部を補助する制度です。

〇 受付期間

平成25年6月3日(月)から平成25年7月12日(金) まで

※ 申請は各地方振興局窓口へ直接又は郵送(当日消印有効)

〇 対象者

① 東日本大震災などにより工場・店舗等が「半壊以上」の被害を受けた中小企業者等

② 原子力発電所事故に伴う警戒区域等に工場・店舗等がある中小企業者等
* 区域の見直しがあった地域も対象となります。

※ ①の場合、産業復興支援事業は、「全壊」の場合が対象となります。

〇 補助内容

① 空き工場・空き店舗等による事業再開支援事業

対象者	空き工場・空き店舗等を借りて事業再開・継続する中小企業者等
補助対象経費	空き工場・空き店舗等の借り上げ費用 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 空き工場・店舗等の改装費用 代替設備の借り上げ費用
補助率	全壊・警戒区域等 補助対象経費の3/4以内 半壊 補助対象経費の1/2以内
補助金額	25万円以上500万円(製造業者の場合、50万円以上2,500万円)まで

② 工場・店舗等再生支援事業

対象者	工場・店舗等を建て替え又は修繕して事業再開・継続する中小企業者(被災時の従業員数を維持)
補助対象経費	工場・店舗等の建て替え費用(土地購入・造成費用を除く) 空き工場・店舗等の購入費用(土地購入・造成費用を除く) 被災した工場・店舗・設備等の修繕費用 被災した工場・店舗等から設備等を移設する費用 代替設備の取得費用
補助率	補助対象経費の1/3以内
補助金額	50万円以上500万円(製造業者の場合、100万円以上3,000万円)まで

③ 産業復興支援事業

対 象 者	被災工場の従業員数が100人以上の大規模な製造業者 被災時の従業員数の8割以上を雇用 建て替え費用等が1億5千万円以上
補助対象経費	工場の建て替え費用(土地購入・造成費用を除く) 空き工場の購入費用(土地購入・造成費用を除く) 被災した工場・設備等の修繕費用 被災した工場から設備等を移設する費用 代替設備の取得費用
補 助 率	補助対象経費の1/5以内
補 助 金 額	10億円まで

※ 対象者・補助内容につきましては、福島県商工労働部ホームページに本制度の要綱を掲載しておりますので、ご参照ください。(「福島県 中小企業等」で検索)

○ 申請窓口

最寄りの地方振興局(地域づくり・商工労政課)で申請することができます。
申請書は、窓口または福島県商工労働部ホームページより、入手できます。

- 県北地方振興局
〒960-8043 福島市中町1番19号 中町ビル6階 電話024-523-2364
- 県中地方振興局
〒963-8540 郡山市麓山一丁目1番1号 電話024-935-1323
- 県南地方振興局
〒961-0971 白河市昭和町269番地 電話0248-23-1546
- 会津地方振興局
〒965-8501 会津若松市追手町7番5号 電話0242-29-5292
- 南会津地方振興局
〒967-0004 南会津町田島字根小屋甲4277番地1 電話0241-62-5207
- 相双地方振興局
〒975-0031 南相馬市原町区錦町一丁目30番地 電話0244-26-1117
- いわき地方振興局
〒970-8026 いわき市平字梅本15番地 電話0246-24-6007

○ お問い合わせ先

福島県 県庁商工労働部

電 話 024-521-7280 企業立地課
024-521-7299 商業まちづくり課
024-521-7270 商工総務課

